# ID:　123

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 不正利得の返還 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例　第9条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第101号 |
| 【根拠条文】(不正利得の返還)第9条　町長は、偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けた者があるときは、その者から、その給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。【基準】根拠条文に同じ。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |